塩竈 Shiogama

発行・編集：塩竈市健康福祉部保険年金課保険総務係
☎３５５－６４９７

主な内容とページ

●国民健康保険税の納付について　【１ページ～２ページ】
●国民健康保険について　【３～４ページ】
●後期高齢者医療保険について【５ページ】
●特定健診について　【６ページ】

国民健康保険税の普通徴収（納付書）について

平成29年度の国民健康保険税の納付書（暫定賦課：１期～３期分）は、**４月中旬に送付**します。コンビニでの納付も可能ですので、納め忘れのないようお願いします。

納期月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
期　別	１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	８期	９期	10期	11期	12期
納付書	暫定賦課（前年度の保険税を基に計算）			本賦課（前年の所得を基に計算）（７月中旬に納付書を送付）								

４月中旬に１期～３期の納付書をお送りします。

国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）について

下記の要件を満たす方は、国民健康保険税を年金支給日に年金受給額から差し引きます。４月中に仮徴収税額（第１期～第３期）の納税通知書を送付しますので、確認をお願いします。

◆特別徴収（年金天引き）で納付する要件

①世帯主が65歳～74歳までの方で、国民健康保険に加入している方
②世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳～74歳までの方
③特別徴収の対象となる年金の受給額が年額18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料とあわせて、年金額の２分の１を超えない方

おしらせ

①これまで納付方法が特別徴収だった世帯で、平成29年度に世帯主が75歳になる場合は、４月より特別徴収から、納付書（又は口座振替）による納付方法に切り替わります。
②特別徴収を希望しない場合は、申し出により口座振替による納付方法に変更できます。税務課市民税係（国保税担当）にお問い合わせください。

●問い合わせ先　税務課　市民税係(国保税担当)　３５５－５９１６

＜還付金詐欺にご注意ください！＞

最近、市役所職員などを名乗り「保険料や医療費の還付がある」といった不審電話がかかってくる事例が報告されています。

市役所や後期高齢者医療広域連合などの公的機関がＡＴＭ（現金自動預払機）の操作を指示することは絶対にありません。

不審な電話を受けた時には、一人で判断せず、市役所や警察にご相談ください。

◆連絡先
塩竈市役所　保険年金課　給付年金係　３５５－６５０３
医療係　３５５－６５１９
塩釜警察署　３６２－４１４１
宮城県後期高齢者医療広域連合　給付課　２６６－１０２１

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付は安心で便利な口座振替で

各納期限に指定の口座から自動的に引き落としされる口座振替。納付のたびに金融機関等へ出向く必要もなく、納め忘れがない安心で便利な支払方法です。ぜひご利用ください。

【お申し込みは市内の各金融機関で】

・七十七銀行　・杜の都信用金庫　・北日本銀行　・東北労働金庫
・岩手銀行　・仙台銀行　・ゆうちょ銀行（郵便局）
・宮城県漁業協同組合塩釜総合支所　・ＪＡ仙台多賀城支店
※ご自分の口座をお持ちの金融機関でお申し込みください。

○お申し込みは各納期限の40日前までにお願いします。
○振替日当日（納期の最終日）に預貯金残高が振替額に満たないときは、振替を行いません。後日送付される『振替口座不能通知』で納付してください。（市役所窓口・銀行・コンビニ可）
○国民健康保険から後期高齢者医療保険に健康保険が変わり、保険料を口座振替で納める場合、再度申し込みが必要になります。

《お申し込みに必要なもの》
■納税通知書(納付書)
■通帳届出印
■預貯金通帳
■口座振替依頼書
（金融機関窓口にあります）

●問い合わせ先　税務課　納税推進室（国保口座振替）　３５５－５９６４
保険年金課　医療係（後期口座振替）　３５５－６５１９

国民健康保険税の納め忘れにご注意ください!!

納付しないと、様々な不利益を受けることになります…

国民健康保険税を納期限までに納付しないと、督促状が送付されます。督促状や催告書などを受けても納付しないと、「差押え」などの滞納処分を受けることになります。また、特別な理由もなく滞納が続いた場合、次のような措置を取らせていただくことになります。

（１）被保険者証の有効期間が６ヵ月以下の「短期被保険者証」の交付
（２）被保険者証の代わりとなる「被保険者資格証明書」の交付（医療費が10割負担になります）
（３）高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの保険給付の差止
（４）預貯金・給与等財産の差押えなどの滞納処分
（５）督促状を発送した時の督促料・未納期間に応じた延滞金の加算

国民健康保険税の納付が困難な場合は、滞納のままにせず、
お早めに税務課納税推進室へご相談ください。

市・県民税の申告はお済ですか？

高額療養費の軽減該当及び保険税の計算、軽減判定のためには、世帯主を含めた世帯全員分の所得の申告が必要です。
所得の申告をしていない方は、お早めに申告をしてください。

●問い合わせ先　（所得の申告について）税務課　市民税係（住民税担当）　３５５－５９１４
（税の納付について）　税務課　納税推進室　３５５－５９３６

国民健康保険の届出について

国民健康保険に加入するときややめるとき、また家族等に異動があるときには、**14日以内に**届け出が必要です。対象者と同一世帯でない方（家族も含む）が手続きを行う場合、委任状と手続きを行う方の身分を証明するものが必要になりますのでご注意ください。

届出内容		必要なもの
国保に**加入**するとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑、マイナンバーカード又は通知カード※
	転入してきたとき	印鑑、マイナンバーカード又は通知カード※
	子どもが生まれたとき	印鑑、母子健康手帳、マイナンバーカード又は通知カード※
国保を**やめる**とき	転出するとき	被保険者証、印鑑、マイナンバーカード又は通知カード※
	死亡したとき（葬祭費の支給手続）	被保険者証、印鑑、会葬御礼のはがき、喪主名義の通帳、マイナンバーカード又は通知カード※
	職場の健康保険に加入したとき	国保の被保険者証、職場の健康保険の被保険者証、印鑑、マイナンバーカード又は通知カード※
	他の健康保険の被扶養者になったとき	
	後期高齢者医療制度に加入したとき	特に手続きは必要ありません
その他	住所・氏名・世帯主が変わったとき	被保険者証、印鑑、マイナンバーカード又は通知カード※
	修学のため転出するとき	被保険者証、在学証明書（原本）、印鑑、マイナンバーカード又は通知カード※
	被保険者証をなくしたとき	印鑑、身分を証明するもの、マイナンバーカード又は通知カード※

※マイナンバー通知カードの場合は身分の確認できるものが必要になります。詳細はお問い合わせください。

●身分の確認ができるもの

① 次のうち１点：住民基本台帳カード（写真付きに限る）、運転免許証、パスポート、特別永住者証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、その他公的機関が発行した写真付き身分証明書

② ①をお持ちでない方は次のうち２点
：健康保険証、年金手帳または証書、学生証、医療受給者証（※有効期限内のものに限る）、その他公的機関が発行した写真のない身分証明書

～整(接)骨院にかかるとき、はり・きゅう等を受けるとき～

整(接)骨院にかかるとき、はり・きゅう等を受けるときに、国民健康保険を使えない場合があります。

整(接)骨院の施術を受けるとき

○国民健康保険が使える場合

- ●ねんざ　●打撲　●挫傷（肉離れ等）
- ●骨折・脱臼（応急手当を除き、医師の同意が必要）

原因をはっきりと伝えましょう!

×国民健康保険が使えない場合（全額自費になります）

- ●疲労性・慢性的な肩こりや筋肉疲労
- ●慢性病や症状の改善が見られない長期の施術
- ●労災保険が適用になる仕事中や通勤途中の負傷
- ●保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの

はり・きゅうの施術を受けるとき

○国民健康保険が使える場合

- ●神経痛　●リウマチ　●五十肩
- ●頚腕症候群　●頚椎捻挫後遺症
- ●慢性的な疼痛や神経痛・リウマチと同等の関節症（主治医にご相談ください）

※医師の同意書または診断書が必要です。

×国民健康保険が使えない場合（全額自費になります）

- ●左記疾患名以外のもの
- ●保険医療機関で同じ対象疾患の治療中のもの
- ●医師の同意がない場合

●問い合わせ先　保険年金課　給付年金係　３５５－６５０３

東日本大震災の被災者に対する国保窓口負担金の免除について

塩竈市国民健康保険の加入者で東日本大震災により被災された方の窓口負担金の免除期間を**平成30年３月31日まで延長**します。免除の対象者となる方には、３月中に新しい免除証明書を送付しています。また、免除証明書が送付されていない方で下記対象条件を満たす方は、保険年金課までお問い合わせください。

◆免除の対象条件

塩竈市国民健康保険の被保険者のうち、下表の「所得要件」に該当し、「り災の状況」のうち1つ以上に該当する世帯。

	対　象　条　件（国民健康保険被保険者）
所得要件	被保険者と世帯主が住民税非課税であること
り災の状況	主たる生計維持者が死亡・行方不明となったこと
	住家のり災の程度が全壊または大規模半壊であること
	主たる生計維持者が重篤な傷病を受けたこと
	住宅を解体し、被災者生活再建支援法により全壊扱いになっていること

※介護保険の介護サービス利用者のうち、同様に介護サービス利用額の免除を受けている方も免除期間を延長し、実施します。

●問い合わせ先　保険年金課　給付年金係　３５５－６５０３

非自発的失業者の軽減措置について

国民健康保険に加入している方で会社の倒産や解雇、雇用期間満了など非自発的失業者となった下記の条件に該当する方は、国民健康保険税の軽減が受けられますので、保険年金課で申請をお願いします。離職日の翌日の属する月から離職日の翌日の属する年度の翌年度末※までの間、前年度所得のうちの給与所得を30％として算定します。

※例）離職日：平成29年３月31日の場合……平成29年４月１日分～平成31年３月31日分まで軽減

◆対象となる方

・平成21年３月31日以降に失業した方
・失業時点で65歳未満の方
・雇用保険の失業等給付を受ける方で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが下記に該当する方

〈特定受給資格者に対応する離職理由コード〉

離職理由コード	離職理由
11	解雇
12	天災等の理由により事業の維持が不可能になったことによる解雇
21	雇止め（雇用期間３年以上雇用止め通知あり）
22	雇止め（雇用期間３年未満更新明示あり）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

〈特定理由離職者に対応する離職理由コード〉

離職理由コード	離職理由
23	期間満了（雇用期間３年未満更新明示なし）
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月未満）

◆必要なもの

○雇用保険受給資格者証（原本）
○印鑑

●問い合わせ先　（軽減額について）税務課　市民税係(国保税担当)　３５５－５９１６
（申請について）保険年金課　給付年金係　３５５－６５０３

第三者行為について

自動車事故等の第三者（加害者）の行為によりケガをした場合も、国民健康保険を使って治療を受けることができます。しかしこの場合、本来加害者が負担すべき医療費を塩竈市国保が負担することとなります。そのため、塩竈市国保が負担した費用を**後日加害者に対し請求します**。

その際に「第三者行為による傷病届」が必要となりますので速やかに提出をお願いします。詳しくは、保険年金課までお問い合わせください。

●問い合わせ先　保険年金課　給付年金係　３５５－６５０３

後期高齢者医療制度とは？

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方（又は一定の障がいをお持ちの65～74歳の方）を対象にした医療保険制度です。75歳になるとそれまで加入していた健康保険(国民健康保険・健康保険組合・共済組合など）から自動的に移行し、すべての方が後期高齢者医療制度に加入します。

また、一定の障がいをお持ちの65～74歳の方も、申請により加入することができます。

◆後期高齢者医療制度に加入する方について

①75歳以上の方
75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に加入することになります。手続きは特に必要ありません。誕生日の前月までに被保険者証をお送りします。

②一定の障がいのある65～74歳の方※
宮城県後期高齢者医療広域連合に申請し、認定を受けた日から被保険者となります。

※一定の障がいとは　障がい年金証書１・２級、身体障がい者手帳１～３級及び４級（音声機能又は言語機能、下肢障害1・3・4号）、精神障がい者保健福祉手帳１・２級、療育手帳Ａ

◆被保険者証（保険証）について

被保険者には、「後期高齢者医療被保険者証」がお一人に１枚交付されます。

被保険者証には、一部負担金の割合「１割」または「３割」が記載されています。

医療を受けるときは、必ず医療機関等の窓口へ提示してください。

被保険者証は毎年**８月１日**に新しくなります。（被保険者証の色は、毎年変わります）

◆窓口負担（医療費の自己負担）

医療機関等での窓口負担割合は**１割**です。ただし現役並みの所得世帯の方は**３割**となります。

区分は、８月から翌年７月までの年度（区切り）とし、毎年８月にその年度の住民税課税所得金額（前年の１月から12月までの収入に係る所得）等によって判定されます。

現役並み所得（３割）の被保険者がいる世帯は、世帯の被保険者全員が３割負担となります。

被保険者や世帯員の異動（転入・転出・死亡など）により年の途中で変更となる場合があります。

後期高齢者医療制度の保険料について

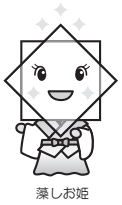

保険料は宮城県内のすべての市町村が加入する宮城県後期高齢者医療広域連合において決定され、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて決められる「所得割額」を合計して計算されます。保険料は、個人単位で賦課されますので今まで家族の扶養等に入り保険料が発生していなかった方も、保険料が発生することになりますのでご注意ください。

年間保険料額		均等割額		所得割額		
（限度額57万円） ※100円未満切捨て	＝	１人当たり 42,480円	＋	賦課のもととなる所得 （旧ただし書き所得）	×	所得割額 8.54%

◆保険料の軽減について

世帯の所得や保険の状況に応じて均等割額と所得割額が、それぞれ軽減される制度があります。

※保険料の詳しい計算方法等は、保険年金課までお問い合わせください。

◆保険料の納め方

保険料は、原則、年金から差し引いております（特別徴収）。ただし、年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険と合わせた保険料が年金の2分の1を超える方、新規に加入されてから１年程度は、納付書や口座振替で納めていただきます（普通徴収）。※平成29年度の保険料額については7月中旬に送付します。

●問い合わせ先　保険年金課　医療係　３５５－６５１９

ご存知ですか？

塩竈市国保の健診状況

皆さんは平成28年度の特定健診は受診されましたか。
結果はいかがだったでしょうか。今回は特定健診に関する本市の現状についてご紹介します。
特定健診は自分の身体の状態を把握するための良い機会です。毎年特定健診を受けましょう！

右のグラフは、平成27年度の年齢・男女別の特定健診受診率をあらわしています。男性、女性共に40代～50代での受診率が低く、年代が上がるにつれ、受診率が上昇しています。**特に40代の男性が17.7%と最も受診率が低い**結果となりました。

平成27年度　年齢・男女別受診率

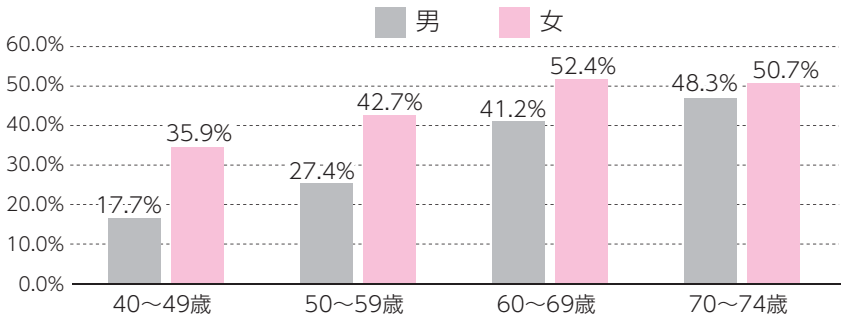

要指導判定項目（塩竈市）

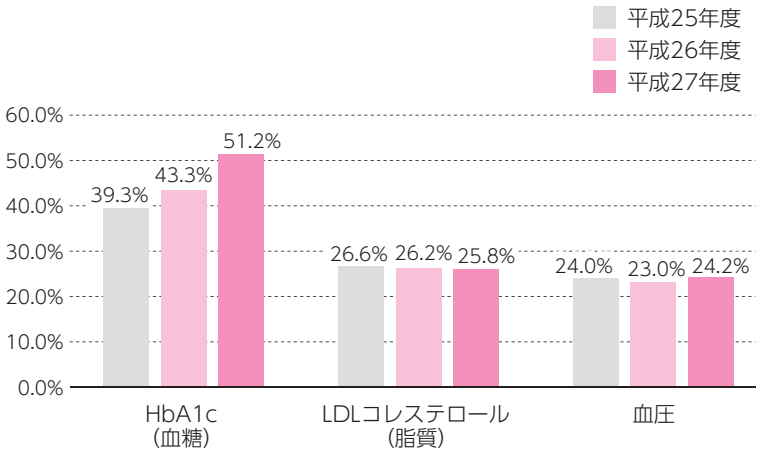

左のグラフは特定健診受診者の中で、要指導判定（放置しておくと悪化する可能性がある）となった方の割合が多かった健診項目上位３つです。平成25年度～平成27年度の３年間の推移を表しています。脂質（LDLコレステロール）と血圧は、３年間で大きな変動は見られませんが、血糖（HbA1c）は、年々要指導判定となる方の割合が増加しています。特に、血糖の要指導判定は50代から急増し、年齢と共に増加の傾向にあります。

HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）とは？

赤血球に含まれ、酸素と結合して酸素を全身に送る役目を果たしているヘモグロビン（Hb）が、血液中のブドウ糖と結合した物の一部分を、HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）といいます。

HbA1cからは過去１～２か月の平均的な血糖の状態を調べることができます。糖が多い状態になると血管を傷つけ、動脈硬化の原因にもなります。そして最終的に、糖尿病に移行していきます。血糖をコントロールするためには、食事や運動、飲酒などの生活習慣の改善が重要になってきます。

今回の健診結果でHbA1c値が高かった方は、一度病院で診てもらいましょう！

HbA1c判定基準（NGSP値）

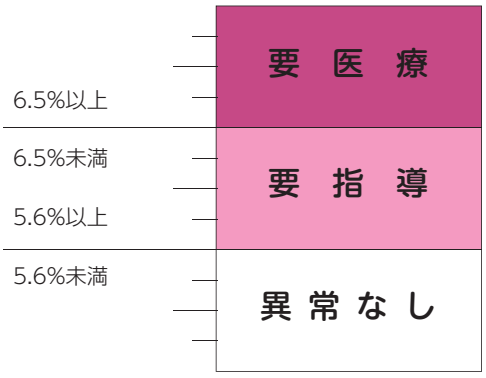

※NGSP値…国際基準値

●問い合わせ先　　健康推進課（保健センター）　　３６４－４７８６